

事務連絡  
令和2年7月31日

各府省庁 関係課（室）長 殿

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室長  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長

一般照明用の高圧水銀ランプの製造等の規制措置の周知について（依頼）

環境保全及び化学物質対策については、平素より、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）（平成29年5月22日事務連絡）にて周知いたしましたとおり、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」では、水銀等を使用する製品の一部を「特定水銀使用製品」として定めており、その製造及び部品としての他の製品製造への使用は、令和2年12月31日から原則禁止となります（一部の特定水銀使用製品については、平成30年1月1日から既に規制が開始されています）。

一般照明用の高圧水銀ランプについても、特定水銀使用製品として令和2年12月31日より製造等が禁止となります。一般照明用の高圧水銀ランプを引き続き使用いただくことは可能ですが、交換のための高圧水銀ランプは将来的には入手できなくなりますので、LED照明等への計画的な切替え等を検討いただくことが推奨されます。また、高圧水銀ランプを廃棄する際には廃棄物処理法に沿って適正に処理していただく必要があります。

つきましては、体育館や公園等で広く用いられている一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置について正しく理解していただくため、関係機関・関係業界団体等に対して、本規制措置を広く周知いただくようお願いいたします。

<添付資料>

水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）（平成29年5月22日事務連絡）

（環境省・経済産業省作成）

一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置についての広報チラシ（環境省・経済産業省作成）

「緊急！水銀ランプをお使いの皆様へ」チラシ（日本照明工業会作成）

以上

事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 22 日

各府省庁 関係課（室）長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室長  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）

環境保全及び化学物質対策については、平素より、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月に採択された「水銀に関する水俣条約」（水俣条約）を国内で実施するため、水銀使用製品の製造や水銀及びその化合物の貯蔵に係る規制措置等を講ずる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）が平成 27 年 6 月に公布されました。その上で、我が国は、平成 28 年 2 月 2 日に水俣条約を締結しています。

今般、締約国数が発効要件である 50 か国に達したことから、水俣条約は平成 29 年 8 月 16 日に発効することとなり、水銀汚染防止法は、一部の規定を除き、同日から施行されます。

そのため、施行に先立ち、貴府省庁の所管する事業に係る関係業界団体、所管機関等に対して、本事務連絡及び別紙の内容について、広く周知をお願いいたします。

< 施行日 >

平成 28 年 12 月 18 日 水銀使用製品の適正な分別排出・回収のための責務の施行  
平成 29 年 8 月 16 日 水俣条約の発効・水銀汚染防止法の施行（一部除く。）  
平成 30 年 1 月 1 日 特定の水銀使用製品（一部除く。）の製造等の規制の施行  
平成 32 年 12 月 31 日 特定の水銀使用製品の製造等の規制の施行

< 添付資料 >

別紙 1 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

別紙 2 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置について

**2020年12月31日から  
一般照明用の高圧水銀ランプの製造、輸出及び輸入の禁止措置が始まります！**

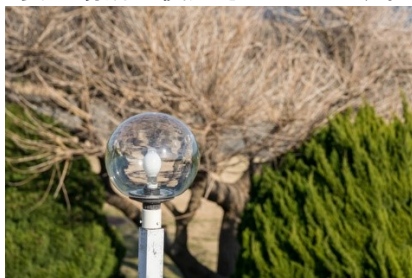


2017年8月に「水銀に関する水俣条約」が発効し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。一部の特定水銀使用製品については、その製造、輸出及び輸入を禁止する措置が2018年1月1日から始まっています。2020年12月31日から開始される規制により、一般照明用の高圧水銀ランプの製造及び輸出入は、その水銀含有量にかかわらず原則禁止※となります。

※ 2021年以降も、一般照明用のHIDランプのうちメタルハイドランプ、高圧ナトリウムランプ、パラストレス水銀ランプの製造・輸出入は可能です。なお、この規制は一般照明用の高圧水銀ランプの使用、修理・交換及び販売を禁止するものではありません。

### ■ 一般照明用の高圧水銀ランプの使用場所

高圧水銀ランプは、公園、商店街、道路などの屋外や、スポーツ施設、体育館、工場などの高照度が必要な場所で使用されています。



公園の照明



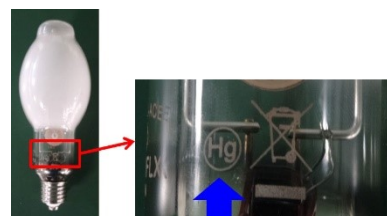
スポーツ施設の照明



体育館の照明

### ■ 高圧水銀ランプの見分け方

製品本体、パッケージ及び取扱説明書に、水銀を使用している旨が表示されている場合があります。製品本体などに表示がない場合も、製品のウェブページやカタログ等で御確認が可能です。



### ■ 代替製品への切り替え

一般照明用の高圧水銀ランプの代替製品としては、メタルハイドランプ、高圧ナトリウムランプ及びLED照明などがあります。代替製品の使用に際しては、ランプに合わせた照明器具への交換も必要となるため、計画的な切替えをおすすめします。

### ■ 高圧水銀ランプの適正処分

高圧水銀ランプの廃棄の際は、廃棄物処理法に沿って適正に処理してください。収集・運搬業者、処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」（処理業者検索サイト）や「優良さんぱいナビ」（優良認定業者検索サイト）などを御活用いただけます（<http://www.sanpainet.or.jp/>）。

御不明な点があれば、各地方自治体の産業廃棄物担当課へお問い合わせください。

本文書に関するお問い合わせ先

環境省 環境保健部 水銀対策推進室

TEL：03-5521-8260

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-0080

**緊急!**

# 水銀ランプを お使いの皆様へ

※水俣条約の担保法の規定により、国内では  
2020年12月31日に規制が開始されます。

一般照明用の高圧水銀ランプについては  
**2021年以降製造、輸出  
又は輸入が禁止**になります。

※メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプは、2021年以降でも製造・輸出入できます。

(一社)日本照明工業会の主な会員メーカーも水銀ランプの生産を終了します。

三菱電機照明・  
日立グローバルライフソリューションズ・  
GSユアサ など  
**2019年以前に既に生産終了**

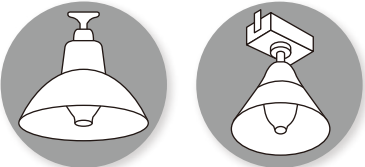
東芝ライテック など  
**2020年3月までに  
生産終了予定**

パナソニック・岩崎電気・  
ホタルクス など  
**2020年6月までに  
生産終了あるいは受注終了予定**

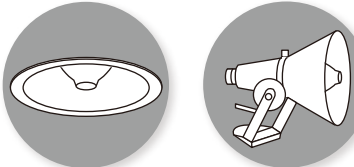
## LED照明器具への取替えをおすすめします。

こんなタイプの照明器具に使われています。

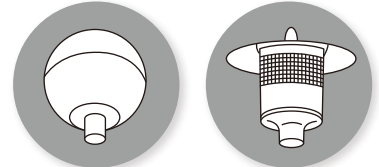
工場・倉庫



高天井・駐車場



屋外



水銀に関する  
水俣条約とは

水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。2013年10月に開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」で採択され、日本も2016年に条約を締結しました。これにより一般照明用の高圧水銀ランプについては、水銀含有量に関係なく、製造、輸出又は輸入が禁止されます。 ※メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプ、また一般照明用途以外の高圧水銀ランプなどは含みません。



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry (後援)



環境省  
Ministry of the Environment (後援)



一般社団法人 日本照明工業会  
Japan Lighting Manufacturers Association

東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話:(03)6803-0501(代) FAX:(03)6803-0064

JLMAP2017  
2019年8月発行

# 選ばれています! メリット いろいろ LED照明器具

スイッチオンで  
すぐにパツ!

こまめに消せて省エネ!

長寿命で  
メンテナンス経費を  
大幅削減!

なんと6万時間も!

演色性が  
高い!

色がわかりやすい!

調光機能で  
さらに省エネ!

必要な場所だけ明るく!

※4万時間の製品もあります。

## 省エネだから電気代を削減できます!

### 水銀ランプ搭載照明器具

高天井照明器具+400W形水銀ランプ

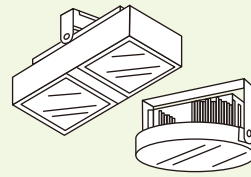


消費電力  
415W×35台  
= 14.5kW  
年間電気料金  
約1,176,500円

約70%  
省エネ  
約83万円  
削減

### LED照明器具

LED高天井用照明器具

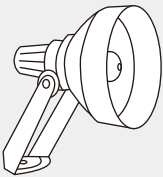


消費電力  
123W×35台  
= 4.3kW  
年間電気料金  
約348,700円

【計算条件】年間点灯時間:3,000時間 電力料金目安単価27円/kWh(税込) [平成26年4月改訂] 【設計条件】広さ:32m×20m、高さ:8m、反射率:天井30%、壁30%、床10%、入力電圧:200V 【設計照度】500lx

工場倉庫に

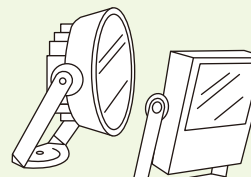
HIDランプ用投光器+400W形水銀ランプ



消費電力  
415W×6台  
= 2,490W  
年間電気料金  
約201,700円

約77%  
省エネ  
約15万円  
削減

LED投光器

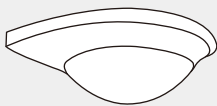


消費電力  
97W×6台  
= 582W  
年間電気料金  
約47,100円

【計算条件】年間点灯時間:3,000時間 電力料金目安単価27円/kWh(税込) [平成26年4月改訂]

屋外に

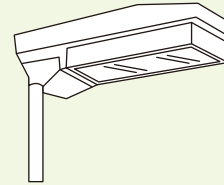
水銀ランプ街路灯+250W形水銀ランプ



消費電力  
260W×1台  
= 260W  
年間電気料金  
約21,100円

約82%  
省エネ  
約17,000円  
削減

LED街路灯



消費電力  
47W×1台  
= 47W  
年間電気料金  
約3,800円

【計算条件】年間点灯時間:3,000時間 電力料金目安単価27円/kWh(税込) [平成26年4月改訂]

10年  
たったら  
黄信号!  
**15年  
たったら  
赤信号!**

## 外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。

安心と安全のため**照明器具には寿命**があります!



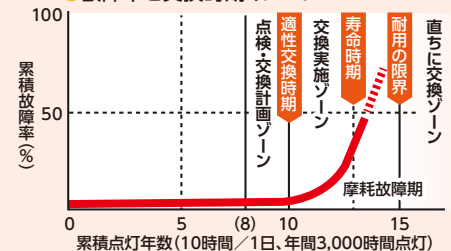
「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。

一般に、使用年数が15年を過ぎると、故障率が増えて、続けて使用するには危険が伴うのでただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全のため、**お使いの照明器具の適正交換時期を考慮いただき、ランプのみの交換ではなく照明器具のお取り替え**をご検討くださるようお願いいたします。

●故障率と交換時期イメージ



JIS C8015 (2017) [照明器具-第1部:安全性要求事項通則解説] 解説図9に基づきJLMA作成